郡山市告示第３２２号

国民健康保険税に係る地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第７２６条の規定に基づく書類の送達を受けるべき者のうち、別紙に掲げる者については、その住所・居所、事務所又は事業所が不明のため送達することができないので、地方税法第２０条の２及び郡山市税条例（昭和４０年郡山市条例第３９号）第６条の規定により公示送達する。

ついては、当該書類を郡山市税務部収納課において保管しているので、送達を受けるべき者からの申出があればいつでも交付する。

なお、この掲示を始めた日から起算して７日を経過したときは、当該書類の送達があったものとみなす。

令和８年１１月６日

郡山市長　椎　根　健　雄

国民健康保険税

調定年度	課税年度	期別	氏名
R07	R07	01	河野　脩
R08	R07	01	田野　裕一
R08	R08	01	三瓶　優貴人
R08	R08	02	三瓶　優貴人
R08	R08	03	三瓶　優貴人
R08	R08	01	服部　諒
R08	R08	02	服部　諒
R08	R08	03	服部　諒
R08	R08	03	相樂　千鶴子
R08	R08	03	鎌瀬　重則
R08	R08	03	佐藤　進
R08	R08	01	倉持　英明
R08	R08	02	倉持　英明
R08	R08	03	倉持　英明
R08	R08	03	渡部　俊彦
R08	R08	03	佐藤　直樹
R08	R08	03	穴澤　政之
R08	R08	03	穴澤　章

国民健康保険税

調定年度	課税年度	期別	氏名
R08	R08	03	根岸　喜昭
R08	R08	03	川澄　範人
R08	R08	01	坂本　鐘浩
R08	R08	03	坂本　鐘浩
R08	R08	03	本宮　龍希
R08	R08	03	河野　脩
R08	R08	01	大平　将輝
R08	R08	02	大平　将輝
R08	R08	03	大平　将輝
R08	R08	03	河村　耕治
R08	R08	01	平館　美桜
R08	R08	02	平館　美桜
R08	R08	03	平館　美桜
R08	R08	03	須藤　海暉
R08	R08	01	百瀬　歩
R08	R08	02	百瀬　歩
R08	R08	03	百瀬　歩
R08	R08	03	東　実咲

国民健康保険税

調定年度	課税年度	期別	氏名
R08	R08	03	木下　晃路
R08	R08	03	遠藤　清一郎
R08	R08	03	相樂　紫音
R08	R08	03	佐々木　章博
R08	R08	03	松永　好貞
R08	R08	03	佐藤　勝弘
R08	R08	03	原田　真志
R08	R08	03	上原　康暉
R08	R08	03	岡部　鷹矢
R08	R08	03	斎藤　芳樹
R08	R08	01	遠藤　香奈
R08	R08	03	吉田　春羽
R08	R08	03	鈴木　絢介
R08	R08	03	齋藤　三智男
R08	R08	03	安齋　あすか
R08	R08	02	佐藤　渉
R08	R08	01	田野　裕一
R08	R08	01	GUO　QINYU

国民健康保険税

調定年度	課税年度	期別	氏名
R08	R08	03	伊藤　丈仁